

# 令和5年度 岩沼市中心市街地空き店舗活用支援事業新規開業者募集要領

岩沼市商工会

この要領は、中心市街地の活性化を通じて地域商業の振興を図るため、岩沼市商工会（以下「商工会」という。）が中心市街地における空き店舗の活用事業者（以下「事業者」という。）への支援事業として補助金を交付する事業者を募集することに関して必要な事項を定めるものとする。

## 1. 対象者

店舗経営にチャレンジしたい成人の新規創業者、中小企業基本法に規定する中小企業者、又は中小企業者で構成する団体等で、原則として開業年度から起算して4年間以上営業できる者。

## 2. 募集業種

小売業、一般飲食業、サービス業等で、昼間時も営業可能（週末のみの営業は不可）な業種とする。

ただし、風俗営業、金融業、フランチャイズ、遊興娯楽業等を除く。

## 3. 出店場所

中心市街地（仙塩広域都市計画で定める用途地域が商業地域である区域）に所在する空き店舗とする。

## 4. 助成の内容

### (1) 店舗改装費（消費税抜きで計算）

新規開業の際の店舗設計及びデザイン料、内外装、カーテン又はブラインド、畳又はカーペット、照明、看板等店舗の改装に要した費用であって、現に支払った店舗改装費の2分の1又は100万円のいずれか低い額を新規開業者（出店者）に助成するものとする。

但し、3年間に分けて助成するものとし、各年度の助成上限額は次のとおりとする。

1年目 50万円、2年目 30万円、3年目 20万円

なお、備品や廃棄時に有価物と判断される設備機器等は助成対象としない。

### (2) 店舗賃借料（消費税抜きで計算）

開店月（1日以外は日割計算）から当該年度の3月末日までの店舗賃借料であって、現に支払った店舗賃借料の3分の2又は年額20万円のいずれか低い額を新規開業者（出店者）に助成するものとする。

但し、助成する期間は3年までとし、各年度の助成上限額は次のとおりとする。

1年目 20万円、2年目 20万円、3年目 20万円  
なお、敷金、礼金、保証金、管理費等は助成対象としない。

## 5. 助成金の交付決定

助成金の交付申請があったときは、岩沼市中心市街地空き店舗活用推進委員会において、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、速やかに当該申請者に通知するものとする。

尚、店舗改装工事等の実施・契約については助成金の交付決定後に施行するものとする。

## 6. 選考の基準

新規開業者（出店者）の選考は、以下の基準により行うものとする。

- ① 事業に対する熱意、意欲並びに当該事業の経験及び誠実性
- ② 事業趣旨、事業内容、事業計画の内容及び事業の収益性
- ③ 出店後は、商工会・商店会・町内会等へ加入し、岩沼市内の行事へ積極的に貢献する熱意があること。

## 7. 募集期間等

令和5年8月31日（木）午後4時まで募集を受付けるものとする。（予算の範囲内）  
下記の日程で岩沼市中心市街地空き店舗活用推進委員会を開催し、申込代表者との面接を実施し、審査するものとする。

【岩沼市中心市街地空き店舗活用推進委員会（面接・審査）】

日 時 令和 5年 9月 11日（月）午後2時  
場 所 岩沼市商工会 2階 会議室

なお、募集期間内に応募がない場合又は空き店舗活用推進委員会で交付決定されなかった場合は、随時募集するものとする。

## 8. 出店申込書の提出先

出店希望者は、岩沼市中心市街地空き店舗活用支援事業出店申込書に下記の関係書類を添えて岩沼市商工会まで提出するものとする。

- 法人事業所の場合（各1通）
  - ① 収支計画書
  - ② 必要な資金と調達方法
  - ③ 商業登記簿謄本
  - ④ 所得証明書（法人及び代表者）
  - ⑤ 資産証明書（法人及び代表者）
  - ⑥ 納税完納証明書（法人税、消費税及び地方消費税）
  - ⑦ 預貯金残高証明書
  - ⑧ 確定申告書及び決算報告書（2期分）
  - ⑨ 暴力団又は暴力団員等と関係していない旨の誓約書
- 個人事業所及び給与所得者（各1通）
  - ① 収支計画書

- ② 必要な資金と調達方法
- ③ 住民票
- ④ 所得証明書
- ⑤ 資産証明書
- ⑥ 納税完納証明書  
(市県民税、申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税)
- ⑦ 預貯金残高証明書
- ⑧ 確定申告書及び収支決算書(2期分)(給与所得者は不要)
- ⑨ 源泉徴収票(給与所得者)
- ⑩ 暴力団又は暴力団員等と関係していない旨の誓約書

## 9. 契約の形態等

空き店舗は、空き店舗所有者(家主)と新規開業者(出店者)との間で建物賃借契約を締結するものとする。

岩沼市中心市街地空き店舗活用支援事業出店申込書  
(法人事業所及び個人事業所)

申込年月日 令和 年 月 日

(フリガナ) 申込者名	(男・女) 年 月 日生 (満 歳) 事業所における役職名
現住所	〒  電話番号 ( )
事業所名	
事業所の所在地	〒  電話番号 ( )
創業年月	年 月 (業歴 年)
年商	前期 万円 前々期 万円
申込者の住居状況	① 本人持家、② 家族持家、③ 社宅・寮、④ アパート ⑤ 公営住宅、⑥ 賃貸マンション、⑦ 借家 ⑧ その他 ( )
添付書類 (各1通)	<b>【法人事業所】</b> ① 商業登記簿謄本 ② 所得証明書 (法人及び代表者) ③ 資産証明書 (法人及び代表者) ④ 納税完納証明書 (法人税、消費税及び地方消費税) ⑤ 預貯金残高証明書 ⑥ 確定申告書及び決算報告書 (2期分) ⑦ 暴力団又は暴力団員等と関係していない旨の誓約書 <b>【個人事業所】</b> ① 住民票 ② 所得証明書 ③ 資産証明書 ④ 納税完納証明書 (市県民税、申告所得税及復興特別所得税、消費税及地方消費税) ⑤ 預貯金残高証明書 ⑥ 確定申告書及び収支決算書 (2期分) ⑦ 暴力団又は暴力団員等と関係していない旨の誓約書

岩沼市中心市街地空き店舗活用支援事業出店申込書  
(給与所得者)

申込年月日 令和 年 月 日

(フリガナ) 申込者名	(男・女) 年 月 日生 (満 歳) 勤務先における役職名
現住所	〒  電話番号 ( )
勤務先	
勤務先の所在地	〒  電話番号 ( )
就職年月	年 月 (勤務年数 年)
給与・賞与の総額	令和3年分 万円 令和4年分 万円
申込者の住居状況	① 本人持家、② 家族持家、③ 社宅・寮、④ アパート ⑤ 公営住宅、⑥ 賃貸マンション、⑦ 借家 ⑧ その他 ( )
添付書類 (各1通)	① 住民票 ② 所得証明書 ③ 資産証明書 ④ 納税完納証明書 ⑤ 預貯金残高証明書 ⑥ 源泉徴収票 ⑦ 暴力団又は暴力団員等と関係していない旨の誓約書

# 新規開業（出店）計画書

## 1. 事業内容

業 種			
出店の目的及び動機			
具体的な取扱商品・サービス等			
セールスポイント			
商圏及び予想顧客層等			
改装工事着工予定日・完成予定日	着工予定日	令和	年 月 日 ( )
	完成予定日	令和	年 月 日 ( )
開業予定日	令和 年 月 日 ( )		
営業時間及び定休日等	営業時間 定休日		
予定の販売先			
予定の仕入先			
希望店舗	第1希望		
	第2希望		

## 2. 収支計画

### (1) 初年度（令和5年9月～令和6年3月）の収支見込

科 目			金 額	内 訳
売	上 高	①	万円	
売	上原価（仕入高）	②	万円	
経 費	人 件 費	—	万円	
	家 賃	—	万円	
	広 告 宣 伝 費	—	万円	
	水 道 光 熱 費	—	万円	
	支 払 利 息	—	万円	
	そ の 他	—	万円	
	合 計	③	万円	
営	業 利 益	①－②－③	万円	

### (2) 次年度（令和6年4月～令和7年3月）の収支見込

科 目			金 額	内 訳
売	上 高	①	万円	
売	上原価（仕入高）	②	万円	
経 費	人 件 費	—	万円	
	家 賃	—	万円	
	広 告 宣 伝 費	—	万円	
	水 道 光 熱 費	—	万円	
	支 払 利 息	—	万円	
	そ の 他	—	万円	
	合 計	③	万円	
営	業 利 益	①－②－③	万円	

### 3. 必要な資金と調達方法

必要な資金		金額	調達の方法	金額
設備資金	店舗改装費、什器・備品費等 (内訳)	万円	自己資金	万円
			日本政策金融公庫からの借入 (内訳・返済方法)	万円
			他の金融機関等からの借入 (内訳・返済方法)	万円
			空き店舗活用事業助成金	万円
運転資金	商品仕入、経費 支払資金等 (内訳)	万円	自己資金	万円
			日本政策金融公庫からの借入 (内訳・返済方法)	万円
			他の金融機関等からの借入 (内訳・返済方法)	万円
			空き店舗活用事業助成金	万円
合 計		万円	合 計	万円



## 暴力団又は暴力団員等と関係していない旨の誓約書

私は、岩沼市中心市街地空き店舗活用支援事業の実施計画申請にあたり、下記1から5までのいずれにも該当しないことを誓約します。

また、岩沼市及び岩沼市商工会から暴力団排除に資する情報提供を求められた場合は、直ちに応じることを誓約します。

なお、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反した場合は、受領した助成金の全額返還に応じると共に、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

### 記

1. 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という）第2条第2号に規定する暴力団であるもの
2. 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合にはその役員をいう。以下同じ）が法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という）であると認められるもの
3. 暴力団又は暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するもの
4. 暴力団又は暴力団員等に対して、利益供与をしている事業者又は事業の委託、請負などの契約関係にあるもの
5. 役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの

以上

岩沼市中心市街地空き店舗活用推進委員会

委員長 大友 浩 幸 様

令和 年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者役職・氏名 \_\_\_\_\_